

長寿社会への構図 人生80年時代の新たな経済社会システム

昭和60年6月

国民生活審議会総合政策部会
政策委員会

はじめに

我が国の国民生活は、現在、大きな転換期にさしかかっている。

長い間、人生は50年であると考えられ、人々の生活構造や社会の仕組みは、これを前提として形づくられてきた。しかし、戦後、日本人の平均寿命は急速に伸長し、現在、世界最長の水準に達している。我々は、今、「人生80年時代」を迎えようとしている。

また、明治以来、約半世紀毎に倍増を示してきた我が国の人口は、近年、出生率の低下により、その増加率を低め、今後半世紀は、大きな変動のないままで推移する可能性が強く、こうした中で、我が国は本格的な高齢化の時代を迎えることになる。

このような著しい環境条件の中で、我が国の国民生活は、今後、大きな変貌を遂げていくものと考えられる。しかし、これまでの人口急増と「人生50年」の中で形成されてきた就業、社会保障、教育・学習、住宅・生活環境等の経済社会システムの下での国民生活には、現在、様々な問題が生じつつあり、更に、今後も予想される急速な環境条件の変化は、国民生活をめぐる諸問題を一層顕在化させていくであろう。

今後、人口安定と本格的な高齢化の時代を迎えるに当たり、働く年齢層の割合が高く経済社会の活力が持続していくとみられる現在から21世紀に至るまでの十数年間が、「人生80年社会」をやり多い「長寿社会」としていくための貴重な準備期間であると考えられる。

以上のような問題意識の下に、国民生活審議会は、59年7月、同審議会に総合政策部会を設け、長期的かつ総合的な観点から、生活の視点に立脚した今後の国民生活の基本的方向を明らかにするため、「人生80年時代の新たな経済社会システムのあり方」について調査審議を行うことを決定した。調査審議に当たっては、総合政策部会の下に政策委員会が設けられ、59年9月から60年6月まで計11回にわたる審議が行われた。

本報告は、国民生活の動向、国民生活を取り巻く諸条件の変化を踏まえ、21世紀の国民生活像を展望しつつ、生徒にわたる生活時間の適正な配分という観点を中心に、人生80年時代において、個人の多様な生涯生活設計が可能となるような経済社会システムの構築に向けての総合的方策について、これまでの本委員会における検討の成果を中間的にとりまとめたものである。

第 部 歴史的転換期を迎えて

1. 経済社会の変化と国民生活の変容

我が国経済は、歴史上類をみない高度成長を通じて、急速なスピードで工業化を実現し、今や高度産業社会へと大きな変貌を遂げた。この間、国民生活も、世界最長の平均寿命の達成、欧米先進諸国と肩を並べる高い所得水準の実現、サービス支出の増大等にみられる消費内容の高度化、耐久消費財の急速な普及による生活の質的向上等、多くの面で着実な改善を遂げてきた。

しかし、急速に進行しつつある高齢化をはじめ、国際化、情報化、サービス化等近年、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化は著しい。こうした環境条件の変化の中で、我が国が21世紀へ向けて歩む道のりは、まさに、我が国経済社会の大きな転換であると考えられる。そして、このような環境条件の変化への対応等を通じて我が国の国民生活のあり方も、大きく変貌していくものと考えられる。

以下では、経済社会の変化、とりわけ今後の我が国の国民生活に様々な影響を及ぼすとみられる高齢化の急速な進行とこれに伴う国民の生涯生活構造の変容、及びそれから生じてくる問題点を明らかにする。

(1) 人口の動向と高齢化

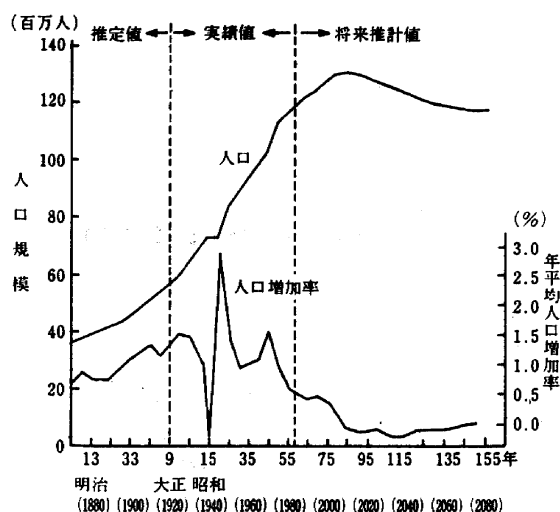
人口の動向

明治初年に約3300万人であった我が国の人口は、その後、約半世紀毎に倍増を示し、昭和59年10月現在では約1億2000万人と、この100年余りの間に4倍近く

もの増加となった。

しかし、近年、女子の高学歴化や職場進出に伴う平均初婚年齢の上昇、第一次ベビーブーム世代の高出産期からの離脱等を要因とする出生率の大幅な低下により、人口増加率は鈍化してきており、これまでのような人口急増期は次第に終わりを迎つつある。厚生省人口問題研究所の推計（56年11月、中位推計）によると、今後半世紀は、我が国の人口は、1億2千万人から1億3千万人強の間で推移していくものと見込まれている。

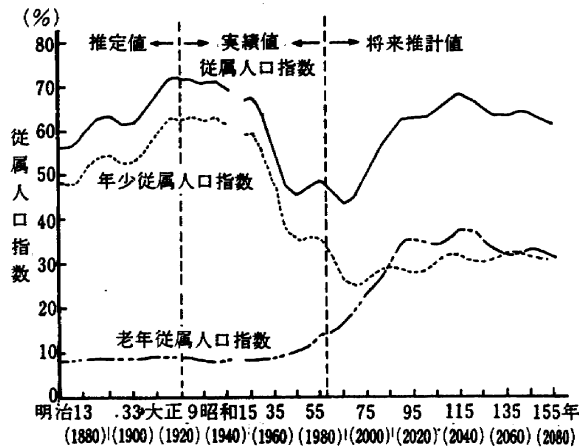
図1. 総人口の推移



(注) 1. 年平均人口増加率は、5年毎の人口に指数増加曲線をあてはめて算出。
2. 明治初年～大正9年は、安川正彰「人口の経済学」春秋社（昭和52年）、大正9年～昭和58年は、総務庁「国勢調査」等、昭和59年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口・昭和56年11月推計」
(出典) 人口問題審議会編「日本の人口・日本の社会」

また、働き盛りの人々がどれほどの高齢者（85歳以上）と子供（15歳未満）を養っているかを示す従属人口指数をみると、現在は扶養負担の軽い時期に当たっており、21世紀までは比較的低い水準で推移するが、21世紀に入ると、生産年齢人口と従属人口のバランスが大きく変化し、従属人口指数は急増するものとみられる。

図2. 従属人口指数の推移



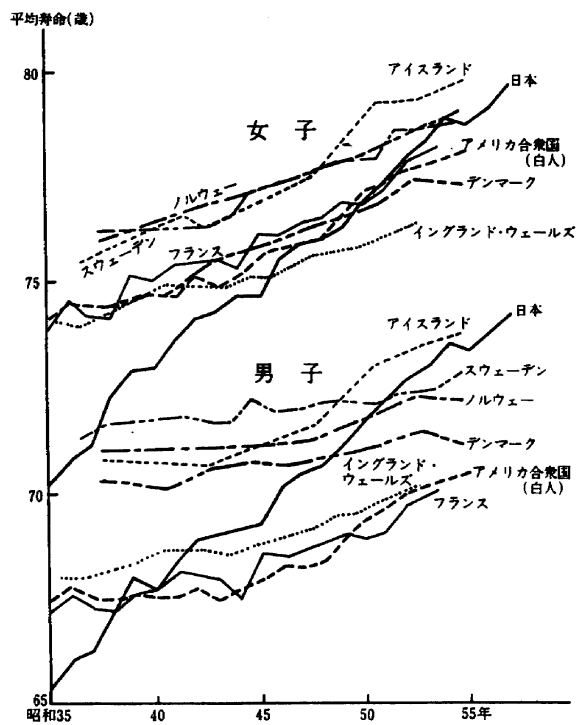
(注) 明治初年～大正9年は、安川正彬「人口の経済学」春秋社(昭和52年)、大正9年～昭和58年は、総務庁「国勢調査」等、昭和59年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口-昭和56年11月推計」。
(出典) 人口問題審議会編「日本の人口・日本の社会」

高齢化の進行

国民の平均寿命の動向をみると、58年には、男子74.2歳、女子79.6歳と、25年前に比べ、男女とも約10歳伸長し、今や世界最長の水準に達している。

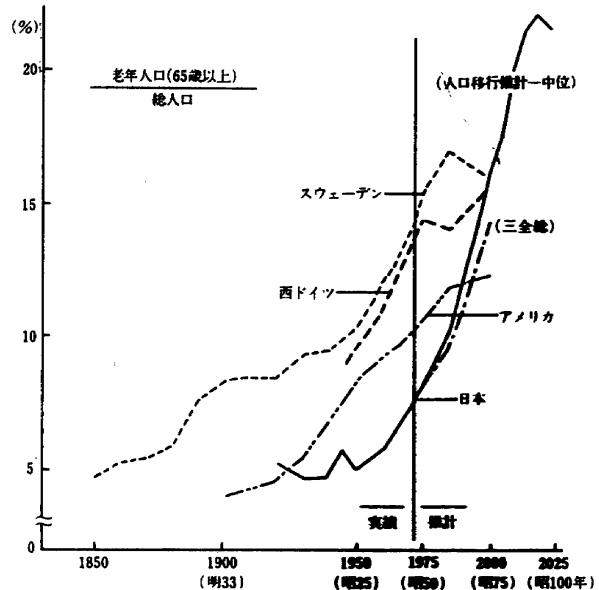
こうした平均寿命の伸長と出生率の大幅な低下により、我が国の人口構成は、世界でも例をみないほど急速なテンポで高齢化しつつある。高齢化の水準(総人口に占める65歳以上人口の比率)が7%から14%に上昇するのに要する年数をみると、欧米諸国では45～135年にかかっているのに対し、我が国の場合は、わずか26年で到達するものとみられる。また、高齢化の水準も59年10月現在では9.9%であるが、75年(2000年)には、15.6%とほぼ欧米諸国並みとなった後、更に急上昇し、21世紀初頭には欧米諸国の水準を上回る高さになるものと見込まれる。

図3. 平均寿命の伸びの国際比較



(注) 厚生省「日本人の平均寿命-昭和57年簡易生命表」(昭和58年)
(出典) 人口問題審議会編「日本の人口・日本の社会」

図4. 主要国における高齢化の状況



(注) 1. 外国人口の実績は国連「The Aging of Populations-Its Economic and Social Implications」及び「Demographic Yearbook」による。
2. 推計は国連「World population Trends and Prospects by Country, 1950-2000: Summary Report of the 1978 Assessment」による。
3. 日本人口は実績が「国勢調査」、推計は人口問題研究所の推計値による。
(出典) 国土庁「三全総フォローアップ作業報告」

(2) 生涯生活構造の変容

生涯生活時間

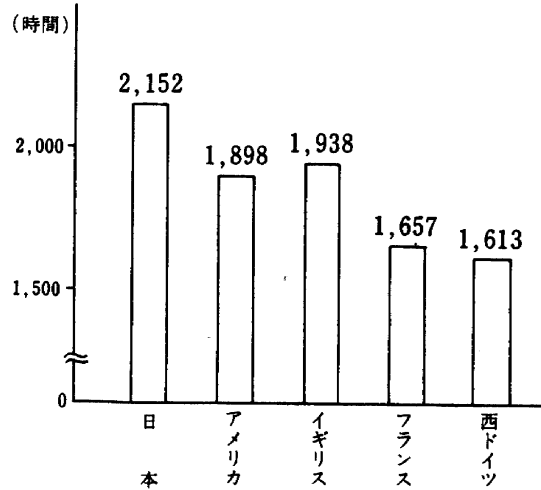
国民の平均寿命の伸長に伴い、生涯を通じた生活時間は、男子で約65万時間、女子で約70万時間と、25年前に比べ、10万時間近く増加している。

生活時間の内訳をみると、年間労働時間が、この25年間に、約2400時間から約2100時間へと300時間短縮していることから、生涯を通じて、生活時間に占める労働時間の割合は減少してきている。これに加えて、平均寿命の伸長に伴い、労働市場からの引退後の期間が長くなっていること、また、女子については、早期に子育てが終了し、その後の期間が著しく長期化していることなどから、生涯を通じて有する自由時間は大きく増加している。しかし、我が国の労働時間は、アメリカ、イギリスの約1900時間、フランスの約1700時間、西ドイツの約1600時間など、欧米諸国と比較すると、依然として長い。また、年齢別にみた場合、特に男子の20歳代後半から50歳代にかけての働き盛りの世代において、他の年齢層に比べて労働時間が長く、自由時間が短くなっている。

一方、所得水準の上昇や基礎的ニーズの充足等生活の量的充実、自由時間の増大等を背景として、国民の生活意識は個性化、多様化し、高次サービスへのニーズの高まり、文化欲求の増大等が進んできている。このような中で、労働と余暇のバランスのとれた生活を重視する人々や余暇の積極的な活用の中に生きがいや充実感を見い出す人々が増加しつつあり、

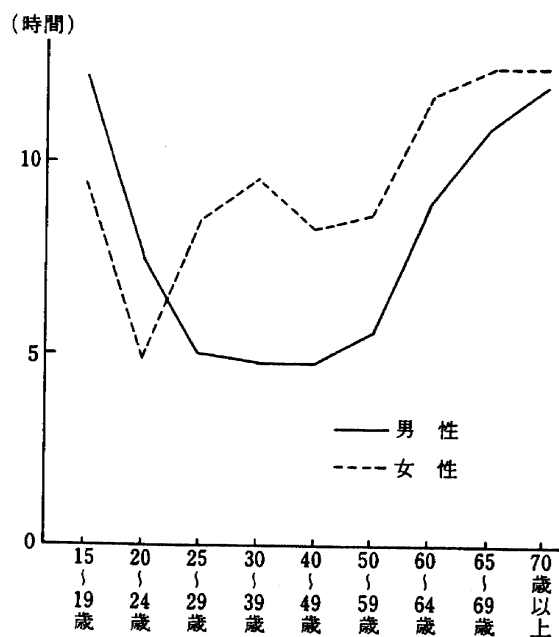
図5．主要国の年間労働時間

(推計値、製造業、生産労働者、1983年)



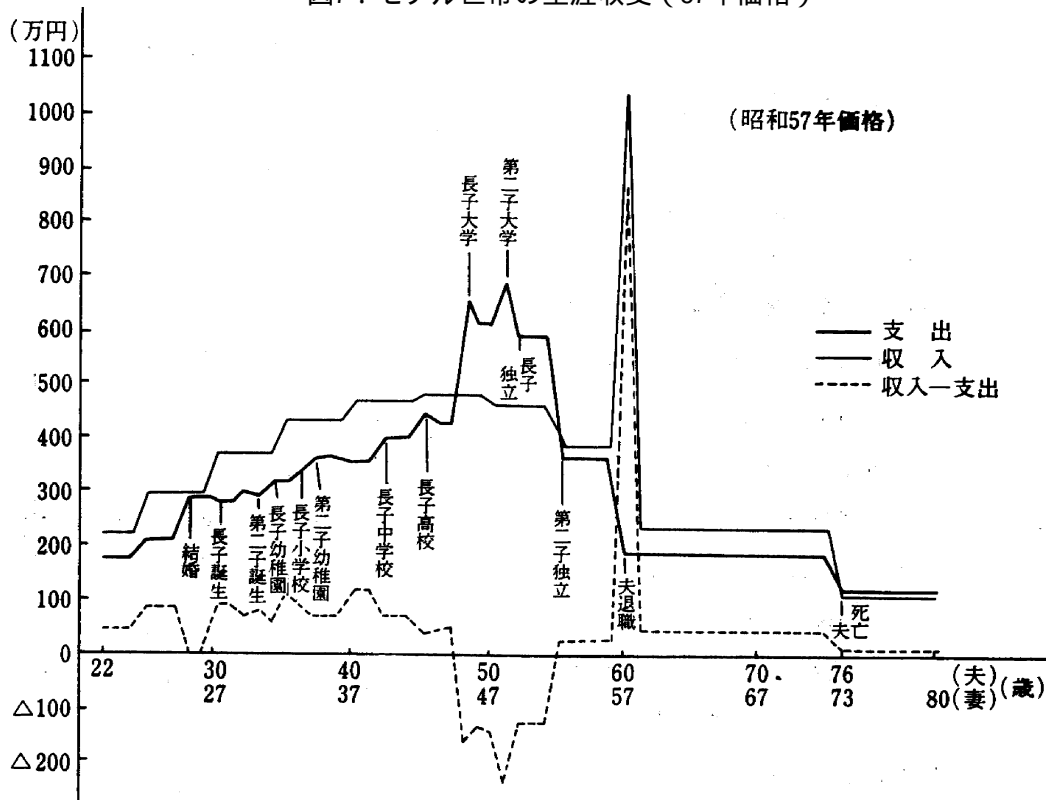
(注) 1. EC及び各国資料による。
2. 労働省労働基準局賃金福祉部企画課推計

図6．年齢別一日当たり自由時間



(注) 総務庁「労働力調査」、「社会生活基本調査」、労働省「毎月勤労統計」等により、経済企画庁国民生活局作成

図7. モデル世帯の生涯収支（57年価格）



(注) 1. 総務庁「全国消費実態調査」(54年)、「消費者物価指数年報」(57年)、
労働省「賃金構造基本統計調査」(57年)、「退職金支給実態調査」(56年)、
文部省「保護者が支出した教育費調査」(57年)、「学生生活調査」(57年)
等による。
2. 年金給付の計算は厚生年金保険によるものとした。
(出典) 経済企画庁「国民生活白書」(59年)

生活における自由時間の重要性が高まっ
てきている。

このように生涯を通じた生活時間配分
をみると、特定の年齢層に労働時間、自
由時間が集中しており、時間的ゆとりの
偏在の問題が顕在化してきているととも
に、生活水準の向上に伴い高まりつつあ
る国民の新たなニーズに応えきれない状
況となっている。

生涯生活コスト

59年度の「国民生活白書」では、人生80
年時代における平均的なライフサイクル
に基づいてモデル世帯を設定(夫婦と子
供2人、子供は2人とも大学進学)し、
生涯収支計算を行っている。

これによると、平均寿命の伸長、出産
期間の短縮等によるライフサイクルの変
化、生活ニーズの高度化、多様化等によ
り、とりわけ中年期において、各種の生
活コストが集中し、家計を圧迫している。
なかでも、子供の高等教育機関への進学
による教育費負担、住宅取得に伴う住宅
ローンの支払い等の生活コストの集中が、
中年期における経済的余裕感を乏しいも
のにしている。

また、平均寿命の伸長に伴い必要とな
る老後生計費の総額は、従来よりも増加
しており、定年退職後の経済的ゆとりを
いかに確保していくかが問題となってい
る。

このように生涯を通じた生活コストの分布をみると、特定の年齢層に大きな経済的負担が集中しており、収入と支出のアンバランスの問題が顕在化してきている。

(3) 高齢化の進行に伴う諸問題

急速な高齢化の進行とそれに伴う生涯生活構造の変容は、国民生活に、既に、様々な影響を与えつつあるが、将来は、経済社会の活力と世代間の負担の変化等を通じて、雇用、社会保障をはじめ、国民生活の各方面にわたって一層大きな影響を及ぼすものと考えられる。その影響は、今後、人生80年時代に対応した経済社会システムの構築が、早期に、かつ、適切に行われない場合には、下記のような大きなひずみとして現れてくるおそれがある。

第一に、生涯にわたる経済生活の安定という観点からは、経済的負担が中年期を中心とする特定の世代にますます集中するとみられることである。今後、高齢化が急速に進行する中で、高齢者の能力活用が雇用の面で適切に進められないとすれば、相対的に減少する若年層における労働力需給のひっ迫、増大する高齢層における就業機会の不足等年齢間の労働力需給の不均衡が拡大し、失業率がかなり上昇することが考えられる。このように、高齢者の経済的自立の機会が拡大されない場合には、20年もの長期にわたる高齢者の引退後の生活を支えるため、年金等の社会保障負担と租税負担を合わせた公的負担は増加する。このため、これを負担する勤労世代は、経済面で厳しい状況に置かれ、成熟した年金を受給する高齢世代とのバランスが崩れるおそれがある。

る。

第二に、生涯生活時間の面でも、現在みられる世代別の余裕の偏在が一層加速されるとみられることである。現在、生涯を通じた時間的な余裕は、中年期には乏しく、高齢期には十分に存在するという状況になっているが、今後、高齢層と青年層・中年層との間で労働機会の再配分が適切に進められない場合には、高齢層においては自由時間が大部分を占める生活を送ることとなる一方で、現役勤労世代においては経済活動を支えていくための負担が一層付加されることとなる。このように、時間面での余裕は、高齢世代でますます大きくなっていき、世代別の偏在が一層顕著になる。

第三に、生涯生活コスト、生涯生活時間の両面で、勤労世代に負担が集中する場合には、経済社会の活力が失われることになるとおそれがあることである。現役勤労世代への負担の集中は、勤労意欲に悪影響を及ぼすことが懸念され、経済社会全体の活力低下をもたらすとともに、勤労世代と高齢世代の対立といった社会の危機的状況を招来するおそれさえ考えられる。また、就業のための意欲と能力を持つ高齢層が早期に引退を余儀なくされることは、その知識と経験を活かしきれないという意味で社会的損失であると同時に、個人にとっても就業という形での社会参加の途が閉ざされる点で生きがいの喪失ともなり、問題である。更に、女性については、職業、地域、家庭等において、バランスのとれた生活が可能となるような環境条件が整備されないとなれば、意欲と能力を持つ女性の就業等の途が閉ざされたり、家庭機能が弱体化するお

それも生じるなど、社会的な損失をもたらす。

第四に、国民の経済生活が厳しくなることなどによって、家庭が、その機能を弱めていくおそれがあることである。前述のような負担の増大に伴い、家計は、その安定を図るために、男女とも勤労生活に追われることとなり、大事な子育て期や老親の扶養期に十分なケアができないなど、家庭における養育機能や老親の介護機能が大きく低下することが考えられる。このようにして、個人生活を充実していく上で重要な基盤となるべき家庭も、その本来の機能を弱めていくおそれがある。

第五に、社会参加活動などによってもたらされる地域社会等の活力が大幅に制約を受ける面が生じることである。生活水準の向上に伴い、国民の欲求は、職業生活での自己実現のみでなく、個人生活での生きがいの追求をも重視する方向に向かいつつあるが、前述のように個人生活を充実するための時間的な余裕が現役勤労世代に乏しくなる場合には、趣味や社会参加活動等を通じて実現される人々の交流も高齢世代を中心とするものに傾斜し、こうした活動が地域社会等にもたらす活力も現役勤労世代の参加の下に行われる場合と比べて、その内容、多様性等の面で制約を受けることが考えられる。

2. 現行経済社会システムの問題点

「1. 経済社会の変化と国民生活の変容」では、急速な高齢化の進行、生涯生活構造の変容、更には生活意識の高度化、多様化等によって、我が国の国民生活が、人生50年型か

ら人生80年型へと変貌しつつあることをみたら、人生50年を前提とした現行の経済社会システムが維持されたとした場合の国民生活をめぐる諸問題を指摘した。

以下では、諸問題発生の制度的背景として、国民の生涯生活を規定する様々な制度的枠組みに関し、就業、社会保障、教育・学習、住宅・生活環境の各システムを取り上げ、これらの中で現在生じている問題点、及び今後生じると予想される問題点を明らかにする。

(1) 就 業

終身雇用制を基本として、年功賃金制、企業内福利厚生等、企業と従業員との緊密なつながりの上に立った我が国の雇用慣行制度は、従業員の生活保障や勤労意欲の高揚をもたらし、これまでの我が国の経済発展の大きな原動力となってきた。しかし、今後、急速な労働力人口の高齢化や若年労働力の減少により、企業活力の低下や企業コストの増大等が予測され、企業を取り巻く環境はますます厳しいものになっていくと考えられる。

また、平均寿命の伸長により、国民が定年退職後に有する生活時間が大幅に増大している中で、高齢者の就業ニーズは、経済的要因だけではなく、健康上の理由や生きがい、充実感の追求等の精神的充足の面からも高まりを見せてきている。しかし、現実には、60歳定年を採用している企業は増加し半数を超えるに至っているとはいえ、高齢層を取り巻く雇用環境は依然として厳しい状況にある。

このように労働力の需給両面にわたり様々な問題が生じつつある中で、年功序列賃

表1. 一律定年制における定年年齢の推移
(%)

	~54歳	55歳	56歳~59歳	60歳以上
43年	0.3	63.2	14.2	22.1 (20.6)
46年	0.7	57.9	18.3	23.1 (21.7)
49年	0.3	52.0	12.3	35.4 (32.4)
51年	0.3	47.3	15.9	35.9 (32.3)
53年	0.1	41.3	19.4	38.5 (33.7)
55年	0.2	39.5	20.1	39.7 (36.5)
57年	0.5	35.5	18.2	45.8 (43.0)
58年	0.3	31.3	19.0	49.4 (45.8)
	0.1	29.6	18.4	52.1 (48.3)
59年	0.1	22.4	12.5	65.0 (60.3)

- (注) 1. 労働省「雇用管理調査」
 2. 60歳以上の()内は60歳定年制の割合である。
 3. 59歳の〔 〕内は将来延長を決定又は予定している定年年齢を年齢階級別に加減したものである。
 4. 49年以前はサービス業を除く8大産業について調査。

金体系や退職金規定の見直し、定年の延長、中高年教育の充実等が今後の雇用管理上の重要課題となっており、これを受けて、国民の勤労生活も大きく変化していくものと考えられる。

国民の生活構造及びニーズの観点からは、定年延長の促進や再雇用、勤務延長等多様な形態による雇用延長等により、働く意欲と能力を有する高齢層の就業環境を整備するとともに、今後、勤労生活の向上に対するニーズの高まり、更には、自由時間を単なる休養としてではなく、多様な自己実現の機会として捉える傾向の強まり等が予想されることから、現在、国際的にみてもかなりの高水準にある労働時間を短縮し、生涯にわたる労働時間と自由時間の配分の適正化を進めることが必要となっている。また、家事の省力化・外部化の進展、出産期間の短縮などにより、女性の職場進出が高まってきており、今後も一層の活発化が見込まれることから、女性の意欲と能力を就業の場において積極的に活用すること、職業と家庭が両立可能な環境条件の整備を進

表2. 企業が重視する今後の雇用管理上の課題
(%)

順位	項目	割合
1.	年功序列賃金体系の見直し	40.8
2.	従業員の勤労意欲	32.0
3.	退職金規定の見直し	29.6
4.	定年の延長	27.5
5.	中高年教育の充実	21.4
6.	企業年金の拡充	16.8
7.	ポスト不足	16.8
8.	従業員の健康管理	16.2
9.	高齢者の再雇用問題	15.3
10.	従業員福祉	15.0
11.	週労働時間の短縮	12.2
12.	余剰人員対策	10.6
13.	パートタイマーの雇用管理問題	6.9
14.	女子の賃金、昇給等の問題	6.2
15.	派遣社員、出向社員の受入管理	4.6
16.	転勤拒否問題	1.9
17.	長期休暇制度	1.0

(資料) 経済企画庁委託調査(679社を対象に実施(60年3月)したアンケート調査、3つ以内の選択による回答)

めていくことが重要な課題となっている。

(2) 社会保障

我が国の社会保障制度は、昭和36年に国民皆保険・皆年金体制を整備し、更に高度成長期の制度の充実を経て、今日、西欧諸国と比較しても遜色のない水準に達しているが、今後の急速な高齢化の進行等により、年金給付費や老人医療費、介護経費等の増加が見込まれる。

年金については、制度がこれまでのままであると、人生80年時代の到来に伴って、受給人口の増大・受給期間の長期化、加入期間の伸長等もたらされることにより、給付費の規模が急速に拡大し、将来には、制度を支える現役世代の負担が過大なもの

表3．寝たきり老人数，痴呆性老人数の将来推計

区分	昭和56年		昭和65年		昭和75年		昭和 100年	
	実数 (千人)	指数	実数 (千人)	指数	実数 (千人)	指数	実数 (千人)	指数
寝たきり老人	520	100	730	140	1,020	196	1,650	317
痴呆性老人	540	100	790	146	1,130	209	1,920	356

(注) 1. 寝たきり老人数は，厚生省「厚生行政基礎調査」，「社会福祉施設調査」に，痴呆性老人数は，東京都「老人の生活実態及び健康に関する調査(昭和55年)」に基づき，厚生省人口問題研究所の「将来人口推計」中位推計に従って作成した。
 2. 寝たきり老人数，痴呆性老人数とも65歳以上である。
 3. 寝たきり老人数は，在宅，入院，施設の総数である。
 (出典) 経済企画庁総合計画局「高齢社会への課題と対応」

となるなどの事態が見込まれる。このため，先般，国民年金法，厚生年金保険法等の改正が行われたところであるが，現在国会に提出されている共済年金制度の改革を実現し，年金制度全体にわたって給付水準の適正化等を行い，長期的な制度の安定を確保していくことが求められる。また，経済社会の活力の維持・向上という観点からは，高齢者雇用の動向とバランスをとりつつ，支給開始年齢の引上げに取り組んでいくことが今後の課題である。

保健医療の分野において，近年，老人保健制度の創設など健康増進・疾病予防体制の整備が進められているが，なお全体として治療重視の感があり，老人医療費を中心に今後とも医療費が増大していくことが予想されることから，健康増進・疾病予防に一層重点を置く等により，総合的に対応していくことが求められている。

福祉の分野においては，高齢夫婦のみ世帯，高齢単独世帯の著増や世帯の小規模化等に伴う家庭の扶助機能の低下等により，老人福祉サービスへのニーズは量的に拡大するとともに多様化し，特に，寝たきり老

人等家庭における介護が困難な高齢者の急増が見込まれ，これへの的確な対応が必要となっている。

(3) 教育・学習

我が国の教育制度は，戦後，政治，経済の民主化等五大改革の一貫として全面的な改革が実施され，男女共学，9年間の義務教育年限，6・3・3・4制等の制度が確立された。この教育制度の下で，高度成長期を通じて，教育を取り巻く経済社会の環境変化に伴い，高校進学率は59年で94.1%，短大を含む大学進学率も，59年には35.5%となり，国際的にみても高い水準に達している。

近年，こうした高学齢化や，所得水準の上昇，ライフサイクルの変化，自由時間の増大等生活の各面にわたる変化，急速な技術革新，職業・職種の変動等就業環境の変化等を背景として，国民，特に学齢期を過ぎた社会人の間に，生涯学習のニーズが高まってきている。これは，人々が生涯を通じて自らの資質・能力を伸ばし主体的な成長を遂げていくため，必要に応じ，自己に適した手段・方法を選択して学習を行い，

表4. 大学・短期大学における社会人の受入れ状況

		昭和55年	56	57	58
大 学	国 立	人 253	人 266	人 367	人 369 (12)
	公 立	38	30	55	69
	私 立	2,964 (610)	3,653 (647)	4,329 (680)	3,595 (669)
	計	3,255 (610)	3,949 (647)	4,751 (680)	4,033 (681)
短 期 大 学	国 立	766	794	759	661
	公 立	412 (17)	449 (29)	40 (22)	288 (40)
	私 立	2,248 (71)	2,188 (85)	1,771 (58)	1,573 (113)
	計	3,426 (88)	3,431 (114)	2,930 (80)	2,522 (153)
計	国 立	1,019	1,060	1,126	1,030 (12)
	公 立	450 (17)	479 (29)	455 (22)	357 (40)
	私 立	5,212 (681)	5,841 (732)	6,10 (738)	5,168 (1,082)
	計	6,681 (698)	7,380 (761)	7,681 (760)	6,555 (1,134)

(注)1. 本調査における社会人とは、高等学校卒業後相当の期間職業に従事する、あるいは家庭人となるなど、専ら大学入学のための学習をしている者(いわゆる浪人)以外の者をいう。

2. ()内は、特別の入学選抜による入学者数を内数で示したものである。

(出典)文部省「大学入学者選抜実態調査」

自己実現を図ろうとするものである。

従来、多くの人々は、人生の早期に学校での教育を受け、その後職業生活や家庭生活に入り、やがて高年期を迎えて引退するという、単線的なライフサイクルを送ってきた。しかし、今や人々は、生涯の各段階において、教育・学習の機会を享受できるような、開かれた教育・学習制度の下での生活パターンへの転換を求めている。

このような中で、現在の教育・学習のシステムには、

大学が若者を中心に構成され、社会人の教育ニーズに対して、積極的役割を果たしていないなど、教育の機会が人生の特定期間に集中していること、

終身・年功型志向の我が国の雇用制度の下では、企業内教育訓練が重視され、企業外での教育・学習のための長期休暇の取得等が困難であり、また、再教育後の転職等が困難なこと、

学校教育や自己完結的な企業内教育訓練では、中高年層や女性、離退職者

の教育・学習や再就労訓練等の幅広いニーズに対応しきれないこと。

子供の高等教育費負担が家計の経済的余裕を圧迫しており、そのため親自身の再教育・学習を困難にしている面があること、等の問題が生じており、幅広い年齢層にわたって増大しつつある人生80年時代の教育・学習ニーズに十分対応できなくなっている。

また、国民の生涯の職業生活を通じたモビリティの高まりや、国際化の進展に伴い、転勤や海外勤務等生活拠点の移動が増加しつつあるが、子供の教育について適切な教育・学習機会の確保、子供の帰国後の教育を円滑に行えるシステム等へのニーズが高まっており、これらへの対応も重要になっている。

(4) 住宅・生活環境

我が国は経済の高度成長に通じて、国民の消費生活の面では高い水準を実現しているが、住宅・生活環境の水準は必ずしも十分なものではなく、また、自由時間の増大、ライフスタイルの変化等に伴う国民のニーズの多様化、高度化への対応も遅れている。

住宅については、戦後の住宅不足という状況から着実に改善が図られ、現在では、一世帯当たり住宅戸数は1.10に達し、量的には一応充足したといえる。しかしながら、質的には、最低居住水準未達世帯が約400万世帯もあるなど、住宅規模、設備、性能等の面で、その水準はなお低く、一層の向上が求められている。

国民の意識の中で持家志向には根強いも

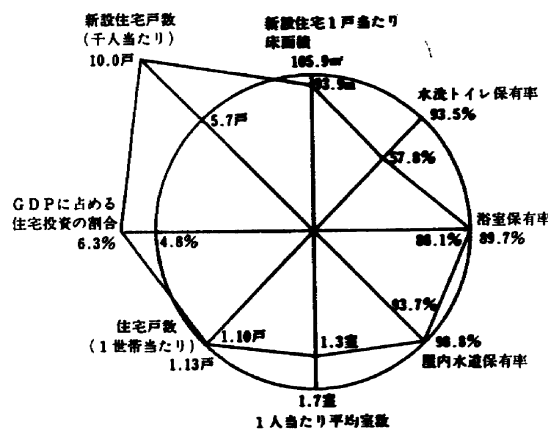
のがあるが、住宅取得については、住宅ローンの負担等が中年期に集中し、経済的余裕を圧迫しており、生涯生活設計の上からも、その平準化が必要とされている。しかし、資産としての価値という側面からみれば、住宅取得の有利性は以前よりも薄れているといえよう。

また、必ずしも持家にこだわらずに、借家を志向する者に対しては、住宅の質や家賃等の面で適正な賃貸住宅の供給が求められている。更に、住替えや増改築に対するニーズへの対応を進めていくことが必要とされている。

今後は、人口の高齢化が進行する中で、親との同居、隣居、近居等を希望しながら、住宅事情により実現できないというケースの増加も予想されることから、これらの多様な居住形態に対するニーズへの対応が必要となっている。

一方、職場、地域、家庭のバランスがとれた生活を実現する場として重要な役割を

図8. 住宅関連指標の国際比較



(注) 1. 円の半径は、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスの4カ国平均を表わす(新設住宅1戸当たり床面積、住宅個数(1世帯当たり)及び屋内水道保有率はイギリスを除く3カ国平均)。
2. 太線は4カ国平均を100としたときの日本の各指標の指数を表わす。

(出典)建設省「国土建設の現況」(昭和59年)

担っている生活環境については、うるおいのある快適なものであることが求められているが、特に、高度成長期に比べて人口移動が鎮静化した現在、新しい地域社会の形成を可能とするような生活環境が必要とされている。自由時間を有効に活用し、生きがいのある豊かな生活を創造するために、文化施設、スポーツ施設等に対する国民のニーズが高まってきているが、これらの施設の現在の整備利用状況では、十分に対応できないというのが実態である。

また、職住間の距離は生活時間構造に大きな影響を及ぼすと考えられるが、主として大都市地域にみられる住宅立地の外延的拡大に伴う通勤の長時間化は、自由時間を有効に利用し、充実した地域生活、家庭生活を実現する上での制約になっている。

第 部 21世紀に向かって

1. 活力とゆとりある社会をめざして

「第 部 歴史的転換期を迎えて」では、人生50年から人生80年へと国民のライフサイクルが変化するなど我が国の国民生活が大きく変化しつつあること、そして、人生50年を前提とした現行の経済社会システムの下では、生涯を通じた生活時間及び生活コストの面でも、また、国民生活を規定する様々な制度的枠組みについても、多くの問題点があることを指摘した。

この第 部では、高齢化をはじめ、国民の価値観・意識の多様化、家族形態の変容等の影響を受けて大きく変化しつつある国民生活の動向を展望するとともに、これを踏まえ、

人生80年時代にふさわしい経済社会システム像を描き、更に、主要な経済社会システムの再設計・再構築の方向を明らかにすることとする。

もちろん、こうした人生80年時代にふさわしい新たな経済社会システムを構築するためには、これまでの制度慣行の大幅な改変を必要とし、必ずしも容易なことではないし、時間を要することでもある。しかし、第 部で述べたような年齢間の労働力需給の不均衡、社会保障分野での負担増、生涯における生活時間、生活コストの偏在的配分等、現行の経済社会システムのままに推移した場合に生じられると思われる問題を考えると、新しいシステム構築の成否が人生80年時代の国民生活を真に実り豊かなものとし得るかどうかの大きな分かれ目になるといえよう。

(1) 人生80年時代の社会像

人生80年時代の我が国の社会がどのような姿となるかは、国民の価値観・意識の動向、個人や家庭のあり方や職業生活の姿の変化等により大きく変わってくるが、これまでの変化等を踏まえ、理念に近い形で描いてみると以下の通りである。

価値観・意識

明治期以降、我が国では、国力を欧米並の水準に高めることが目標とされてきたが、戦後の飛躍的な経済発展は、国民の総力を集中する形でこれを実現した。とりわけ戦後においては、経済面でも国民の生活様式の面でも、欧米に追いつき追いこすことがめざされ、かなりの水準で物質的な豊かさを現実のものとした。

しかし、国民は、生活水準の向上の中で物質的な豊かさを求めるだけにとどまらず、「ものからこころへ」という志向を強め、その後、資源・エネルギー問題や高度成長時代の終えんを経験したこともあって、現在、精神的・文化的な豊かさに対する志向は定着しつつある。また、これに伴い自由時間選好も強まりつつある。

このような流れの中で、個人のあり方も大きく変わりつつある。従来の集団・会社中心のあり方は、個人の自立や達成感・充実感を重視する考え方の広がりや自らの個性や個人生活を大事にする思潮の強まりの中で、家庭を重視する方向に向かい、更に最近では社会参加活動の高まりへと新たな広がりをみせている。

個人のあり方については、今後自由な発想をもつ若者世代の増加によって上記のような変容が一層進むと考えられるが、理を通すより人間関係を大切に、問題解決に際して調和を尊重する日本人の国民性や我が国社会の基本的性格は大きく変化しないと考えられ、他の人々との連帯に配慮した個人主義という形で定着しよう。

また、女性については、近年、「仕事は男性、家事は女性」というこれまでの役割分担意識が変化してきており、また、社会においても女性が能力や個性を發揮するための条件整備が進められつつあることなどから、今後就業をはじめ女性の社会進出が増加すると見込まれる。

このような中で、個人生活においては、精神的・文化的な活動による生活の質の

向上・ゆとりの拡大がめざされ、職業生活に大きく傾斜した従来の生活の姿は徐々に変化し、職業生活と個人生活が適切にバランスした姿へと向かう。

更に、個人の自立を重視する考え方は、高齢化の進行に伴って国民の公的負担が高まるにつれ、一層広まり、公的支出の必要性、負担の公平さへの関心が強まり、公平さが一層重視されるようになる。更に、公的サービスの供給について効率性の観点に加えて公平さを重視するようになる。

家庭・地域

家庭については、今後見込まれる世帯規模の小型化や女性の社会進出、離婚率の上昇傾向等から、養育や扶養等の機能の低下を懸念する見方がある。しかし、我が国の場合、家庭の中で子供の比重が大きいこと、老親との同居を望む子供が争い等子供の扶養意識が極めて高いこと、また、有配偶の女性雇用者の多くが家庭生活との両立を重視していることなどから、住宅や介護サービス等の条件整備が円滑に進められるならば、現在アメリカでいわれているような「家庭の危機」に直面することはないと考えられる。むしろ、個人生活の重視等価値観の変化、自由時間選好の強まり、長男長女時代の到来を背景として家庭への回帰の傾向が強まり、個々の家庭において生活スタイルの個性化が進む。また、国際的にも人々の移動が広がる中で、家族形態自体は多様化するものの、家族の結びつきのために、交通・通信手段が活発に利用されるとともに、三世同居や近居・隣居など

家族のライフステージに対応した家族形態の柔軟化がめざされ、家族単位の余暇や扶養が行われる等、家庭の機能がより充実していくことが考えられる。

また、精神的・文化的な豊かさへの志向の強まりや余暇志向の高まりの中で、人々は、家庭への回帰を強めるとともに、音楽・絵画・映像などの文化活動を自ら手がけるなど幅と奥行きのある豊かな個人生活をめざし、こうした文化活動や趣味等を通じて他の人々との交流を深めていくこととなる。また、社会参加活動にも積極的に参加し、その輪は現在以上に広がろう。こうして、人々の結びつきは、家庭や会社に加え、連帯を軸として形成されるグループ・サークルの場でも強まり、人々の社会集団への帰属の姿は多重化、多元化し、社会に活力とうるおいがもたらされるものと考えられる。

このような流れの中で、地域の特性を反映した新しい生活文化を生み出す環境が形成され、うるおいのある地域社会の再生が促されよう。

職業生活

技術革新、情報化の進展、我が国経済の一層の国際化、特にNICSの追上げ等の中で、企業活動は業際を越えて幅広く展開され、企業間競争は国の内外にわたり現在以上に激しいものとなる。この中で、職業生活では、豊かな創造力や旺盛な行動力が求められ、現在以上に能力と個性が重視される厳しいものとなる。人々は、個人生活の重視とともに、職業生活の中でも自らの個性を反映させながら達成感を求めていくと思われる。

このように自らの個性や適性に合っていることややりがい重視のため、転職に対する抵抗感が弱まるなど職業生活におけるモビリティが全体として高まる。また、海外に活動の場を求めるなど生活の拠点の大きな移動を伴う職業生活を送る人々も増えよう。しかし、家庭重視の強まりや長男長女時代を背景とする扶養意識の高まりに伴って定住志向が強まることも考えられ、職業選択に当たっては、職場がふるさとに近いことも重視されよう。従って、全体の要は、地域的な広がりの中で職業生活のモビリティが高まるという形となる。

以上の価値観・意識等に関する展望を要約すれば、個人については、連帯に配慮した個人主義として定着し、また、社会については、個々人の個性を尊重した多元的連帯社会という姿になると考えられる。こうした中で、家庭の機能が充実し、個人生活においては生活の質が高められ、ゆとりが広がっていきながら、職業生活では、企業環境の変化に伴い、豊かな創造力や旺盛な行動力など質の高い能力が求められ、現在以上に厳しいものとなると考えられる。

以上に示した社会の諸側面を踏まえると、人生80年時代の社会は、

- ア．活力とうるおいにあふれる社会
 - イ．個性と連帯が大切にされる社会
 - ウ．厳しさとゆとりが調和した社会
 - エ．公平さと効率が重視される社会
- という姿でとらえることができよう。

(2) 描かれる生涯生活像

以上のような価値観・意識の変化等を踏まえると、人生80年時代の国民生活としてはどのようなものが望まれることになるのでしょうか。

以下では、これをライフステージ毎に試みに描いてみることにしよう。

(国民生活の基礎条件の確保)

まず、人生80年時代の到来によって、国民は、長い人生の各ライフステージのいずれにおいても、職業生活、個人生活両面で、達成感・充実感を一層高めることをめざすであろう。このため、各ライフステージにおける人生行事や消費支出を的確に織り込んだ生涯にわたる生活設計を行うことの重要性について、人々の認識が一層深まろう。しかし、このことは、同時に、個人の生涯生活設計が長い人生の確かな指針となるよう、国民生活の安全・安定・向上を攪乱する要因を社会的に排除していくことが求められることを意味しており、特に次のような基礎条件の確保が極めて重要なものとなる。

ア．あらゆる活動の基礎である心身両面の健康の水準を一層高めていくための条件を確保していくこと。

イ．物価の安定など国民生活を安定したものとする上で必要な条件を確保していくこと。

ウ．適切な経済成長など国民生活を質量両面にわたる豊かなものとしていくための条件を確保していくこと。

(国民生活の姿)

次に(1)でみた社会像を前提とし、また、上に示した国民生活の基礎条件が確保され

ているものとして、21世紀初頭における国民生活をライフステージ毎に描けば、以下のような姿が考えられる。

青年期(15歳~30歳未満)

高等教育を受ける時期の柔軟化も進むと考えられるが、職業生活においてかなりの能力が求められることから、20歳代前半までに高等教育を受ける者が多い。そして、個人の自立が社会的に重視されるため、現在親が負担している高等教育費について、子供自らが負担し得る途も広げられよう。また、在学生活の中で多少とも勤労を経験することが一般化していると考えられる。

20歳代は、若年人口比率の低下に伴って、社会的な期待が高まるが、特に職業生活においてそれが大きくなる。この層は個人主義の代表的な世代であり、自らの個性や適性、やりがいを重視する世代であることから、仕事が自らの適性等に合えば、職業生活の中でも個性や能力の発揮に努める。従って、企業もインセンティブの確保等に一層配慮することを求められよう。

また、中年前期・後期も含め、全般に転職に対する抵抗感が弱まろうが、とりわけ青年層の人々は、転職が容易なことから、自らの適性等に合致した職業を求めて、積極的に新たな職業に挑戦するなど、職業生活におけるモビリティを高める力をもつ。

女性においては、結婚・出産・子育てを迎える時期にあたるが、社会的に女性の能力活用の必要性が高まることを背景として、職業生活を続ける女性

は現在よりも増えるものの、再び職場に復帰できるシステムの中で、子育て等を積極的に評価し、結婚・出産を機に一度家庭に入ることを選択する女性も引き続き多いと考えられる。

自由時間の過ごし方も、レジャーを中心とする行動だけではなく、音楽や絵画など個人生活を知的・文化的に豊かにする活動やボランティア活動など社会に貢献する活動にも向けられよう。

中年前期（30歳～45歳未満）

この層の人々は、現在と同様に、企業活動を支える中堅であり、企業間競争の激化の中で一層責任と役割が大きくなる。しかし、職業生活に流されることなく、個人生活の中にも生きがいを見出そうとする志向が強く、企業も自由時間の拡大に取り組む。自由時間の過ごし方は、現在主流を占める休息型からレジャー志向型・健康増進型・文化創造型など多様化しよう。また、一定期間企業活動から離れ、あらためて高等教育を受けたり、長期に海外旅行するなどにより、職業能力の向上やリフレッシュが行われよう。

また、家庭でも、子供の成長期にあたることから、家事・養育に多忙である。しかし、子育て後の女性は、社会での能力の発揮や他の人々とのふれあいを求めて、従前の職場に復帰する等再びキャリア形成を始めたり、あるいは、パートタイマーとして就業する等職業生活に戻り、また、社会参加活動に加わるなど、多様な形で社会に再進出することが現在よりも広まろう。

経済生活の面では、その力点が住宅取得に置かれることは、現在と変わらないが、二世世代にわたる支払制度の普及等により、それに伴う負担は現在より軽減されよう。なお、一生を借家で通す人々の増加も考えられる。また、子供の高等教育費については、子供本人の負担を可能とする途が開かれることになり、この点でもこの層にみられる現在の経済的余裕感の乏しさは緩和されよう。

更に、この層の後半以降の人々は、両親の高齢化に伴い徐々に扶養負担を行うようになるとともに、相続によって住宅を取得する人々も増えよう。

中年後期（45歳～65歳未満）

職業生活面では、特に50歳代前半において企業の中核として高い判断・管理能力を発揮する立場にあり、企業環境が大きく変化する中で、企業の将来の方向づけに取り組む。その後、60歳代に入って、専門的立場に移行する人も出てこようが、65歳まで雇用が社会的に保障されたシステムの中で最初の職業生活を終える。こうした人々とは別に、定年を迎える前に自ら職業生活から引退し、従来から続けてきたライフワークに取り組むなど悠々自適の生活を始める人々もでてこよう。

経済生活の面では、子供の独立までは多少ゆとりに乏しいが、子供の独立後はゆとりを取り戻す。生活の力点も、企業への傾斜を強める50歳代前半までの人々も含め、余暇生活にも重点を置き、レジャー型・休息型のほかに文化

創造型など多様な活動を展開しよう。特に、企業における責任が相対的に軽くなる60歳代の人々の多くは、地域における世話役として、社会参加活動などに力を注ぎ、地域社会の活性化に大きく貢献していく。

高齢期（65歳～）

この層の人々の多くは、65歳の時点ではかなりの職業能力を備えているため、第二の職業生活の中にあるが、その後、70歳代に向かって職業生活から段階的に引退し、年金や貯蓄などの資産運用等によって生計を維持していく。

個人生活の面では、従来から続けてきた趣味や学習などに時間を費やしたり、時間に制約されない自由な旅行を行うなど、豊かな生活を楽しむ。

家族との関係では、経済的な自立を維持しつつ、子供等との同居や近居、隣居等の居住形態をとるなど、精神的な面を中心に、家族との結びつきを一層強めていく。

また、社会との結びつきの面では、職業生活や個人生活の中で長年培ってきた知識・経験等が、趣味等を通じて形成される交流や社会参加活動の場において、各世代をつなぎ、社会の活力を維持・向上させるための重要な要素として大きく評価される。こうして、この層の多くは、その知識や経験等を若い世代に継承し、また、地域社会の活性化等に一層大きく貢献していく。

更に、健康が豊かな生活を送るための不可欠の条件であることから、予防サービスや身体機能の低下を補う機器

やサービスの供給が社会的に進められる中で、特に、この層の人々は、自らの健康のために種々の努力を行う。

この層の人々は、このようにして家族や他の人々との結びつきやその中で自らの役割を大切にしながら、多くの人々は健やかに老いていく。また、介護を必要とする人々も、行き届いたサービスを受けながら、生きがいのある生活を送っていく。

以上のような国民生活の姿は、ライフステージ毎に独立したのではなく、生涯にわたる生活を見通した姿として国民の多様な生活設計に反映されていくことが望まれるが、そのためには、国民の信頼感、安心感の基盤として、人生80年時代にふさわしい経済社会システムの構築が必要である。

(3) 望まれる経済社会システム像

人生80年時代における国民の生涯生活像は、以上のように描かれるが、これを人生50年時代に形成された現在の経済社会システムの中で実現することは困難であり、80年という長い人生の各ライフステージにおいて、国民が達成感・充実感を高め、多様な生涯生活設計を行い得るようなシステムの再設計を行うことが必要となっている。

その場合、21世紀の経済社会システムの姿としては、以下の諸点を備えることが基本となる。

特定のライフステージに集中している経済的負担や時間的な余裕の極端な偏在が解消され、また、生涯を通じて職業生活と個人生活の両面において自己実現が

可能となり、経済社会の活力が維持されるような経済社会システムであること。具体的には、

ア．「所得の再分配から機会の拡大・再分配へ」という考え方により、意欲と能力のある高齢世代が現役として働く期間を拡大し、青年層・中年層と高齢層との間で、時間・仕事・所得の再分配を行う。

このため、高齢世代に適した職域の創造や就労形態の多様化を進めると共に、就労ができない人々については、就労する人々とのバランスを考慮した所得保障を行う。

イ．労働時間については、青年層・中年層の時間的な余裕の確保やワークシェアリングの考え方から、短縮を進め（2000年には年間1800時間程度）、個人生活において余暇活動等を通じて自己実現が可能となる生活時間構造とする。

ウ．また、特に、中年期の過大な経済的負担については、住宅取得や子供の高等教育に伴う負担がその要因になっていることから、支払期間の長期化など負担の平準化を図る制度改革等により、ある程度の社会的対応

を行う。

個々人が生涯において必要とし、希望する時に、教育・労働・余暇に関し、多様かつ柔軟な選択を行うことが可能となるようなカレント（繰り返し）型生活パターンを可能とするようなシステムであること。

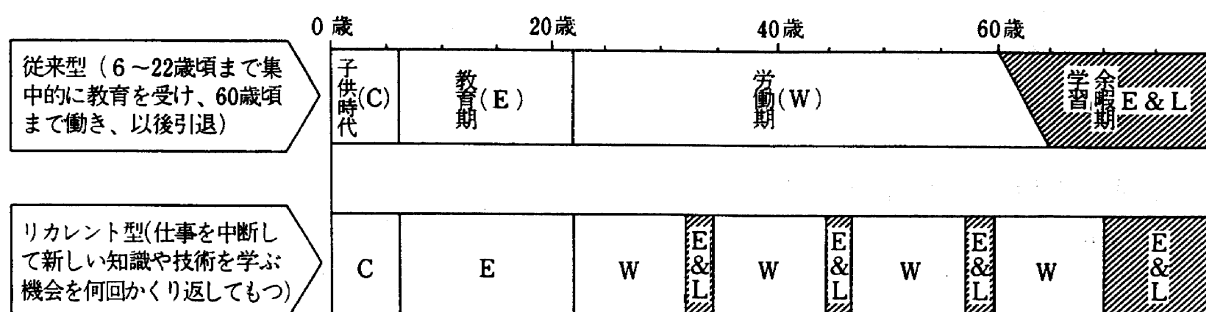
リカレント型生活パターンが求められる背景として、今後見込まれる主な変化を示せば、次のとおりである。

ア．今後、技術革新、情報化、国際化の一層の進展に伴い、産業社会は著しく変貌し、職業生活は大きな影響を受けるが、その中で、勤労者には高水準の職業能力や柔軟な適応力が求められる。また、自らの適性に合った新たな職業生活に挑戦する人々も増えると考えられ、そのための機会の付与等も求められよう。

イ．また、個人生活における自己実現がますます大きな価値をもってくるため、日常生活における余暇の充実だけでなく、職業生活の期間の中に余暇等に活用しうる期間を別に設けることへの要望が強まってくる。

このような変化を踏まえると、教育と雇用のシステムの有機的な連携を図るこ

従来型ライフパターンとリカレント型ライフパターン



とが今後非常に重要となる。

国民が多様な形で社会参加活動を行うことが可能なシステムであること。

日常生活における余暇の重要性の増大に伴い、人々の生活のよりどころも、これまでの会社に傾斜した姿から、家庭の重視とともに、多様な目的の下に形成されるグループ・サークルにまで広がり、人々の社会集団への帰属の形態は多重化・多元化する。

このような流れの中で、

ア．文化活動やスポーツなど個人生活の充実をめざすもの、あるいは、老人の世話や消費生活の向上など社会への貢献をめざすものなど、多様な分野で既に活発化しつつある社会参加活動は、今後ますます盛んなものとなる。

イ．このような活動は、個人生活の充実という観点から有意義であるばかりでなく、ひいては我が国社会の文化的活動の基盤を一層確固とし、また、社会における連帯の絆を強めることにより、新たな地域社会の形成につながる可能性をもつ。

従って、個人生活を充実する上での重要な受け皿として、また、我が国社会の文化的な水準の向上や新しい地域社会の形成の重要な要素として、リーダーの育成など活動の発展を促進する環境条件の整備が求められる。

2. 人生80年時代の経済社会システムのあり方

人生80年時代の国民生活を生涯を通じて安

定し、豊かなものとするためには、1(2)で述べた国民生活の基礎条件の確保が極めて重要であり、その上で、1(3)において示したように、多様な生涯生活設計を実現可能とするための柔軟性を経済社会システムが備えることが必要である。

このため、経済政策の面では、物価の安定の確保とその下での持続的成長の達成、構造対策の推進などを図っていくと同時に、国民生活を支える雇用・年金、健康・福祉、教育・学習、住宅・生活環境等の各システムの連携をとりつつ、総合的な見地から新しい経済社会システムを構築していかなければならない。

このような認識の下で、本委員会の現時点までの検討を踏まえ、主要なシステムにおいて今後めざすべき基本的な方向を示せば、以下の通りである。

(1) 雇用・年金システム

人生80年時代においても現役時代には就業を通じて収入を得、また、老後は年金を主要な収入源とするという、所得についての基本構造は変わらないと考えられる。しかし、今後見込まれる高齢化の進行や価値観・意識の変化、企業環境の激変等に対応し、経済の持続的な成長を確保しつつ、このような生涯にわたる所得構造を維持していくためには、雇用システム、年金システムそれぞれについて、次のような方向が望まれる。

雇用システム

第一に、就業意欲の高い高齢層に就業機会を確保するとともに、時間的な余裕感に乏しい現役勤労世代全体の労働時間の短縮を進めることである。

我が国の高齢者の就業ニーズは極めて高いが、その就業環境は厳しく、就業機会は乏しい。このことは、高齢者の活力を生かしていない点で社会的な損失であるとともに、就業という形での高齢者の社会への参加の途を狭める点で問題である。更には、就業機会が拡大されれば、年金給付費の軽減という効果も生ずる。

従って、このような問題を解消していくため、希望する人々については、高齢期に入っても職業生活を送ることが可能となるよう、高齢期に備えた職業教育・訓練を中年期の段階から行うなど、職業能力の維持・向上を図るとともに、高齢者に適した職務の開発・改善、ME機器の導入等による能力の補完を進めることなどにより、定年延長の促進や再雇用、勤務延長等多様な形態による雇用延長を図り、当面、少なくとも60歳代前半層の雇用を確保することをめざす必要がある。

また、21世紀には、職業生活とともに個人生活の充実が重視されると考えられることから、高齢者の雇用確保と並行して、現役世代全体の労働時間の短縮化を進め、余暇活動等における生きがい追求が可能な生活時間構造とする。なお、労働時間の短縮については、適正な経済成長を前提として、生産性の上昇分を賃金上昇分と労働時間短縮分に適正な割合で配分することにより、段階的に短縮化を進めることが望まれる。

第二に、女性の雇用労働市場への進出に対応した就業条件を整備する必要がある。特に、子育て期にも職業生活の継続を望む女性が増え、また、子育て後の女

性の再就業志向が強まると見込まれることから、家庭生活との両立を可能とするための条件整備を図る一方、パートタイム就業を安定した労働市場として整備するとともに、子育て等により職業生活を中断しても、その後においてキャリアーの継続を可能とするためのシステムが求められる。

第三に、企業環境の激しい変化や技術革新の急速な進展等への適応力を高めるため、職業訓練・職業教育を充実していくとともに、その一環として、活用目的や活用方法が全面的に個人に委ねられる期間を設定することが求められる。

このようなシステムの改革の中で、就業形態も多様化し、賃金体系は従来の年齢・勤続年数中心のあり方から、職場・仕事の種類に応じた職務遂行能力中心のあり方へと変化し、能力主義への移行が大きく進められていこう。

年金システム

高齢期の生活時間が増大する人生80年時代においては、老後生活設計の中で年金が果たす役割はますます大きくなる。従って、年金制度については、今後見込まれる給付費の規模の拡大に耐え、将来にわたって安定的な運営が確保されなければならない。

このため、将来見込まれる負担の急増を避け、また、制度全体を公平なものとするという観点から、現在、基礎年金の導入による年金制度の一元化、給付と負担の適正化などを内容とする制度改正が進められているが、年金制度の設計変更には極めて長い時間がかかり、一方、我

が国の高齢化は急速に進展していることから、年金制度全体の改革を実現することが急務である。また、現在進められている年金制度全体の改革後も、経済社会の変化の中で老後生活のあり方を絶えず見直すとともに、給付と負担のバランスを確保していくことが必要である。

なお、経済社会の活力の維持、向上という観点からは、現役世代の負担は小さいことが望ましい。従って、高齢者の雇用を促進するとともに、高齢者の雇用動向とのバランスをとりつつ、年金の支給開始年齢を65歳とすることに向けて、取り組んでいくことが期待される。

なお、以上の 及び の考え方に基づいて、雇用と年金が連携した所得システムのあり方を検討するため、年間労働時間については、男子1850時間、女子1700時間、及び男子1600時間、女子1450時間の二つのケースを設定し、定年年齢及び年金支給開始年齢については、65歳を想定し、一定の仮定に基づいて、一般雇用者の生涯を通じた生活時間、所得、世帯ベースでみた家計収支バランス等を試算した。

その結果によれば、75年（2000年）における男子一般雇用者の生涯労働時間は、40年の104千時間、56年の95千時間から、86～74千時間に減少し、一方、生涯自由時間は、40年の121千時間、56年の157千時間から、193～210千時間に増加することとなる。（試算結果は、参考資料として本報告書の最後に掲げた）

（2）健康・福祉システム

健康システム

健康は、あらゆる活動の基盤であり、生涯をいきいきとしたものとするために欠くことのできない条件である。

生活水準の向上、生活様式の欧米化等により、成人病など慢性病が中心の疾病構造となって久しいが、人生80年時代を迎えて、特に長くなった高齢期を豊かなものとするためには、青年期から日常生活における健康管理に努めることが重要となってくる。健康管理の充実により、治癒が容易でなく、かつ、治療に時間のかかる成人病の予防が行われれば、老後を豊かにする条件が整うとともに、今後見込まれる医療費や福祉費の増大を抑制する効果も期待される。

このため、近年、保健医療分野において、治療重視の体制を健康増進・疾病予防をも重視する体制へと重点の移行が進められているが、この方向を一層強力に推進し、家庭、学校、職場等を通じた健康教育の普及を図り、健康に対する自己責任の認識を深めるとともに、生涯を通じた健康管理体制を体系的に整備していくことが必要である。

また、国民の健康水準の向上を効果的に図っていくためには、医療資源の効率的配置を行うことが重要である。このため、医療機関の機能分担を行い、地域の特性を考慮しつつ、計画的に適正配置を進めるとともに、医療機関の相互連携を強化していく必要がある。

福祉システム

今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の介護需要の増大が見込まれるが、まず、

高齢者の健康水準を高めることにより介護需要の発生自体をできるだけ小さなものとするという観点から、生涯を通じた健康づくりが可能となるよう疾病予防サービスやリハビリテーション・サービスの供給に重点を置くことが重要である。

また、介護需要に対しては、家族や地域の人々の中で暮らしたいという高齢者の希望等を考慮すると、家庭・地域・公共部門の三者が有機的に連携した体制の下で、居宅処遇を前提として、高齢者の健康度・介護の必要度に応じたサービスの供給を進めることが課題となる。従って、家庭の介護負担を軽減するための公的な支援措置を講じ、家庭の介護能力の強化を図りつつ、在宅福祉を基本とする方向を一層推進するとともに、家庭での介護が困難な重度の寝たきり老人等については、施設福祉により対処するなど、家庭の介護負担が過大なものとなることのないよう十分配慮する必要がある。

また、介護を必要とする高齢者が増えるにことに対応して、公共部門のサービスについては、サービスを必要とする人人は、所得の高低にかかわらず全てその対象とするとともに、費用負担面では、適正な受益者負担を導入・確保していく必要がある。

更に、最近、この分野で有料による福祉サービスの供給活動がみられるが、サービスの質や活動の安定性の確保などの面でこうした活動を誘導し、適切なサービス供給を促すとともに、近年高まりつつある社会参加活動のうち、福祉分野でのボランティアや民間福祉団体等の

活動に対し適切な支援を行うことなどにより家庭や地域における体制の強化を図っていくことが重要である。

(3) 教育・学習システム

教育・学習は、人々が生涯を通じて様々な資質、能力を伸ばし、主体的な成長や発達を続けて行く上で重要な役割を担っている。社会的環境や職業的環境の変化に適應しながら各人が自己実現を図り、豊かな生活文化を創造しつつ、80年の人生を充実したものとするためには、人々が自ら必要とする学習を主体的に選択して行い得る能力と意欲を身につけ、生涯の各時期における生活や職業上必要な様々な学習を適切に行うことが出来るよう、時間的、場所的、費用的に選択可能で多様な学習機会が用意されなければならない。

このような観点に立つと、今後の教育・学習のシステムの構築に当たっては、国民がライフステージの各段階において、教育・労働・余暇を自由に適切に選択し得る、リカレント型生活パターンを可能とする柔軟な教育と雇用のシステムを形成することが基本的に必要であり、更に、個性的で創造性豊かな人間が形成されるよう生涯学習社会の形成に向けて社会のあらゆる教育機能の相互の有機的連携、関連性をも考慮しつつ、教育の諸条件を整備していくことが重要であるが、特に、以下の諸点を推進する必要がある。

大学での教育機会を、現在の青年層中心のものから、より一層社会人にも開放されたものとするため、社会人のための特別選抜の推進、放送大学の充実、大学

公開講座の拡充など、社会人受入体制の強化を図る。また、高等教育費負担のあり方については、奨学金制度や教育ローン制度等を整備・充実し、本人負担の途を広げるなど親の負担の軽減と多様化を図る。

教育と労働のリカレント化を可能とするためには、職業を持つ人々が希望や必要に応じて、一定期間学校に戻り学習をすることができる機会を制度的に保障することが必要であり、そのため、教育訓練のための休暇、サバティカルイヤー（学習休暇）の取得や転・再就職を容易にするような開かれた雇用制度、労働市場が形成されるよう、所要の環境条件を整備する。

国民の生涯教育・学習ニーズの多様化に対応し、専修・各種学校や社会教育、企業内教育や職業訓練等について、相互の連携にも配慮しつつ、その充実を図る。また、これらの施設における学習情報センター的な機能を充実させるとともに、趣味や自己実現に向けた教育・学習について、成果の発表、交流の場や機会の整備を図る。

転勤や海外勤務等生活拠点の移動に際しても、教育・学習の機会や環境を確保する観点から、子供の転校や帰国に際する受入れ等が円滑に行えるような環境条件を整備する。

(4) 住宅・生活環境システム

人生80年時代において、国民の生涯生活設計を可能とするための基盤的システムとして、住宅・生活環境は極めて重要である。

なかでも、住宅は、社会の基本的な構成要素ともいべき家庭の基盤を一層充実させていくために、大きな役割を担っている。これからの住宅・生活環境システムを考えるにあたっては、生活者の視点に立脚しつつ、次の二点に配慮していくことが重要である。

第一に、個人の生活においては、生涯生活設計の中で住生活を計画的に位置付け、持家、借家、あるいは親との同居、隣居、近居等居住形態を問わず、ライフスタイルの変化に対応して、住居を選択することが可能となり、また、生涯生活コストの面においても、住宅取得に伴う住宅ローンの支払いが特定の年齢層に集中して経済的余裕感が乏しくなることのないように配慮することである。

第二に、社会全体としては、高齢者の特性やニーズに行き届いた配慮が払われ世代間の交流を通じて、すべての人が心豊かで安定した生活を営むことが出来るような、安全で快適な住宅・生活環境が形成されることである。

人生80年時代の住宅・生活環境システムのあり方としては、これらを踏まえつつ、次のような方向で構築していくことが望まれる。

居住の安定の確保

住宅は、家庭基盤を形成するものであり、高齢期における安定的な生活を確保するためにも重要である。そのため、持家については二世帯住宅ローン制度等、住宅取得を行いやすいような方策の整備、拡充、借家については良質低廉な賃貸住宅の供給の促進を図らなければならない。

また、住替えニーズに対応して住宅流通市場の整備を図るとともに、増改築を行いやすいような住宅建設のための技術開発等を進めていく必要がある。

同居，隣居，近居等，多様な居住形態への対応

同居は、世代間で相互に援助し合いながら家庭機能の向上を図ることができる、有効な居住形態である。また、隣居、近居には、高齢者と子世帯が相互扶助を行いながら、しかも、過度の干渉を避けられるというメリットがある。高齢者が安心して住める生活空間を確保するためには、これらの多様な居住形態に対するニーズへの対応が必要である。

高齢化の進行に対応した住宅政策と福祉政策の連携

高齢期に各人の希望する居住地、居住形態が可能となり、心身機能の低下に相応して十分な介護を受けられるようになることは、福祉社会における基本的な条件である。そのため、高齢者用の住宅、老人ホーム等の整備を促進するとともに、更に、必要な時に専門職員が機敏に対応できる機能等を備えた高齢者向け住宅の供給を進めるなど、住宅政策と福祉政策の連携を図ることが必要である。

ノーマライゼーションを導入した都市構造への転換

人生80年社会においては高齢者の存在が一般的なものになることから、都市構造についても、健常者のみを念頭に置くのではなく、高齢者や身体障害者にとっても住みやすく、日常的な生活が可能となるような構造へと転換を図っていくこ

とが必要である。

文化施設、スポーツ施設等余暇施設の整備、活用

人生80年時代においては、自由時間を活用しながら健康の維持、増進を図るとともに、趣味・スポーツ活動、学習活動、ボランティア活動等を通じて創造的な人生を築いていくことが、国民の大きな関心事となる。更に、各ライフステージの人々の交流による地域社会の形成、ネットワーク化の促進が求められている。そのため、地域社会の実情に応じ、文化施設、スポーツ施設等余暇施設の整備を図るとともに、既存施設を有効に活用することが必要である。

む す び

本中間報告においては、経済社会の変化、とりわけ高齢化の急速な進行と国民生活の変容を踏まえつつ、国民の生涯生活からみた現行経済社会システムの問題点を明らかにし、人生80年時代の新たな経済社会システム構築に向けての基本的考え方を示すとともに、その主要なシステム毎の課題の提示を試みた。従って、国民生活に大きな影響を及ぼす、国際化、情報化、サービス化等については、別の機会の検討に委ねられている。

我が国の経済社会は、人口は明治以来100年余で4倍に近い増加を示し、1人当たりGNPも先進国並みになるなど、この約100年の間に急速な成長を遂げ、国際的地位も飛躍的に上昇した。この間に、世界最長の平均寿命に到達するとともに、高い所得水準の実現、生活水準の向上等、国民生活の面でも量的充足が得られる

に至った。

しかしながら、21世紀まであと十数年という時期にあって、内外の経済社会情勢の変化は著しく、我が国はまさに歴史的転換期を迎えつつあるといえる。なかでも現在、我が国の高齢化は世界でも例をみないほどのテンポで急速に進行しつつあり、将来、若年労働力の相対的減少、高齢者の就業機会の不足等年齢間の労働力需給の不均衡等の問題が予想され、また、社会保障負担・租税負担の増大に伴う世代間のアンバランスの問題が生じるおそれも考えられることなどから、長期的展望に基づいた的確な対応が必要とされている。

一方、国民の生涯生活構造を見ると、人生80年時代の到来に伴い、生涯を通じた生活時間は増大し、引退後の期間の伸長、労働時間の短縮等により自由時間が増大するなど、生涯生活時間の構造は大きく変化しつつある。国民の意識面においても、所得水準の上昇、自由時間の増大等を背景として、価値観の多様化、ニーズの高度化等の変化が生じており、職業生活だけではなく個人生活にも生きがいを見出す人々が増加しつつある。しかしながら、現行の生涯生活時間配分は、過長な引退後の期間、時間的ゆとりの乏しい中年期等、必ずしもライフステージ毎のニーズに対応したものとなっていない。このようなことから、生涯を通じた労働時間と自由時間の偏在的配分を見直し、特定のライフステージに固定化された人生行事を柔軟なものにするための方策が求められている。また、生涯生活コストの面においても特定のライフステージに教育費、住宅取得に伴う住宅ローンの支払い等が集中するなどの問題が生じており、生活コストの集中によって余裕感の乏しい特定のライフステージの負担を軽減し、人生80年時代に

ふさわしい生涯生活設計が可能になるような条件を整備しなければならない。

こうした国民の生涯生活における問題を克服していくためには、従来の人生50年を前提とした経済社会システムから、人生80年時代にふさわしいシステムへと転換を図っていくことが必要であるが、その際、重要なことは、各システムが個別に機能するのではなく、総合的な観点から有機的連携が保たれ、相乗的な効果が生じるようにすることである。

このような認識の下に、本中間報告においては、生涯にわたって安定的な収入を保障する「雇用・年金システム」、生涯をいきいきとした人間的なものにする「健康・福祉システム」、生涯を通じた自己実現を可能とする「教育・学習システム」、生活者の視点に立脚した「住宅・生活環境システム」について、今後の課題の提示を試みた。

幸い、21世紀までに残された期間は、生産年齢人口の比率が比較的高い水準にあり、新しい経済社会システムを準備していくための貴重な期間であると考えられる。この間に、上述したような21世紀へ向けての準備が国民の合意の下に行われ得るか否かが、人生80年を幸福なものとするか否かの分岐点になるものと思われる。人生80年の国民生活を、生きがいとゆとりのある幸福なものとしていくために必要とされる経済的前提は、今日の日本には備わっていると考えられる。問題は、それを生かし得るか否か、そのためのシステムを準備できるか否かということである。

本委員会の検討の出発点は、国民の福祉のための政策を所得の再分配で行うという従来のあり方からの転換を図り、雇用等の参加の機会の再分配、ライフサイクル別の機会の公正という

観点を加え、人生において再生産のできない貴重な資源である「時間」の視点から国民の生涯の福祉を考えることであった。

長い間、国民の生きかたは、人生50年時代につくられたシステムの中で、勤労の価値を重視しながら、物的な豊かさを目標に、教育期 - - 労働期 - - 引退期という単線型生活パターンを追求してきた。しかし、人生80年時代を迎えて、生涯にわたる生活時間構造が大きく変化する中で、国民の生きかたも、労働、余暇、教育を柔軟に組み合わせ、仕事と余暇のどちらをも享受することが可能なりカレント型生活パターンが求められるようになってきている。その際、個人の生活時間構造とマクロ経済との斉合性を考慮することが重要であり、この点については、今後、更に分析、検討を進めなければならないと考える。

21世紀の社会、国民生活像として大胆な仮説を提示しているが、この点についても議論を深めなければならない。また、各システムごとの課題、システム間の斉合的連携のあり方、各主体間の役割分担、更には、長寿化、高齢化と科学技術の関わり等についても一層の検討が必要である。

以上のように今後の検討にまつべきものが多いが、各方面の御意見等を得つつ、これから明年春頃迄を目途に更に検討を進め、最終報告をとりまとめていくこととしたい。

参 考 資 料

生涯生活時間配分フレーム

1. 基本的考え方

急速な高齢化の進行は、就業、社会保障等の面を通じて、国民の生涯生活時間配分に大きな変化をもたらすこと、

平均寿命の伸長により人生80年時代を迎える中で、生活時間の増大、価値観の多様化等により、ライフサイクルが大きく変化し、これに伴い、生涯生活時間配分も変化していること、

こうした中で、人生50年を前提とした現行の経済社会システムの下では、人生80年時代における生涯生活時間配分は、著しく歪んだものとなること、等の問題意識に立ち、人生80年型のライフサイクルに対応した生涯生活時間配分のあり方を国民生活の様々な側面から捉え、それらが相互に関連するような生涯生活時間配分フレームを検討する。

なお、計数については、あくまでも一定の仮定に基づいた試算値であり、今後、検討を要する面も多いことから、最終的な数値ではないことに十分留意願いたい。

	定年年齢	年間労働時間 (一人当たり)	労働時間短縮方法	年齢別賃金格差
ケース1	65歳	(男子) 1850時間 (女子) 1700時間	全年齢同率短縮	56年と同じ
ケース2	65歳	(男子) 1850時間 (女子) 1700時間	年齢格差短縮	55歳以上10%減
ケース3	65歳	(男子) 1600時間 (女子) 1450時間	全年齢同率短縮	55歳以上10%減

2. ケースの設定

(1) 以下のとおり、ケースを設定し、対象は一般雇用者（15歳以上）、目標年次は昭和75年（2000年）とする。

(2) 労働時間短縮の方法と年齢別賃金格差については、次の考えに基づいている。

労働時間短縮方法

全年齢同率短縮については、年間労働時間短縮率を、56年の年齢別労働時間に乗ずる。

年齢格差短縮については、労働者の短縮意向を反映させて短縮する。

「労働時間・週休2日制に関する世論調査」（総務庁、54年8月実施）によると、年齢別にみた被働者の労働時間短縮の意向（「短縮してほしい」と回答したものの割合）は、20歳代 82%、30歳代 78%、40歳代 75%、50歳代 60%、60歳以上で67%となっている。ここでは、この年齢別の短縮意向度合いを指数化した比率を用いて56年の年齢別労働時間を短縮する。

年齢別賃金格差

57年「雇用管理調査」（労働省）によると、過去1年間に定年延長を行った企業のうち、定年延長後の賃金を減額した企業は23.9%あり、その賃金減額率は、「10～20%未満」が52.5%を占めている。そこで、ケース2、ケース3においては、55歳以上の賃金減額率を10%とする。

状況は、現行の定年年齢直前の年齢層（50～54歳）の就業状況に対応するものとする。

年齢別賃金格差指数の基準年齢として、20～24歳を用い、この年齢層の時間当たり賃金が、実質（年率）で2.5%上昇するものとする。なお、消費者物価は、年率2.5%上昇するものとする。

生涯収支バランス算出に当たって用いる年金額は、老齢年金額とし、支給開始年齢は65歳とする。

4. 生涯生活時間配分フレーム分析フロー (231頁参照)

5. 試算結果 (232頁参照)

国民生活審議会総合政策部会政策委員会
委員名簿

委員長 林 雄二郎 (財)トヨタ
財団専務理事

木 田 宏	日本学術振興会理事長
公 文 俊 平	東京大学教授
小 山 路 男	上智大学教授
下河辺 淳	総合研究開発機構理事長
隅 谷 三喜男	東京女子大学学長
高 橋 展 子	前デンマーク特命全権大使
正 村 公 宏	専修大学教授
宮 崎 勇	(株)大和証券経済研究所 理事長
村 上 泰 亮	東京大学教授
山 崎 正 和	大阪大学教授

3. 試算に当たったの主要な仮定

65歳定年延長の下での60～64歳の就業

5. 試算結果

生涯生活時間

(単位：時間)

	男 子		女 子	
	生涯労働時間	生涯自由時間	生涯労働時間	生涯自由時間
40 年	103901	121417	46995	194811
56 年	95141	157063	47823	209453
ケース1	85773	193187	44563	242528
ケース2	85951	193068	44522	243283
ケース3	74183	209691	38008	253551

時間当たり賃金

生涯賃金

(単位：円)

	男 子	女 子
56 年	1億5710万	4586万
ケース1	2億2397万	6621万
ケース2	2億1955万	6485万
ケース3	1億8936万	5539万

(実質)

収入(可処分所得) = 男子・生涯賃金 + 妻・生涯賃金 + 年金 - 非消費支出
 支出 = 収入(可処分所得) × 消費性向

生涯収支バランス

(単位：円)

	生涯収入	生涯支出	生涯収支差
56 年	1億6970万	1億3539万	3431万
ケース1	2億2490万	1億8374万	4116万
ケース2	2億2086万	1億8129万	3958万
ケース3	1億8662万	1億6035万	2626万

(世帯ベース、実質)

消費性向

56 年	ケース1	ケース2	ケース3
0.7978	0.8170	0.8208	0.8593

